

令和3年2月26日判決言渡し・同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ワ)第1254号 共通義務確認請求事件

口頭弁論終結日 令和3年1月15日

判 決

5 さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号埼玉県生活協同組合連合会内

原	告	特 定 非 営 利 活 動 法 人
		埼玉消費者被害をなくす会
同 代 表 者 理 事 長	池	本 誠 司
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	長	田 淳
10 同	松	苗 弘 幸
同	宮	西 陽 子
同	佐	藤 徳 典
同	官	野 大 翔
同	月	岡 朗

15 東京都新宿区新宿一丁目34番8号近代ビル15・7階

被	告	株 式 会 社 Z E R U T A
同 代 表 者 代 表 取 締 役	足	立 慎 吾
	主	文

20 1 被告は、別紙対象消費者目録記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を負うことを確認する。

25 (1) 被告と対象消費者との間で締結された貸金等債権譲渡契約書において、被告が対象消費者に回収を委託した貸金債権の引渡しとして対象消費者が被告に支払った金員の合計金額に相当する金額並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務

(2) 被告が対象消費者に回収を委託した貸金債権の引渡しとして対象消費者が被告に支払った金員に対する各支払日から各支払済みまで年5分の割合（ただし、対象消費者の支払日が令和2年4月1日以降である場合は、年3分の割合）による遅延損害金の支払義務

(3) 対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額に対する対象消費者が被告に最後に支払をした日から支払済みまで年5分の割合（ただし、対象消費者の支払日が令和2年4月1日以降である場合は、年3分の割合）による遅延損害金の支払義務

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文に同じ。

第2 事案の概要

1 本件は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「特例法」という。）65条1項により内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体である原告が、被告に対し、被告が給料ファクタリングと称し、実質的には利息制限法所定の制限利率を大幅に超過し、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）の規制を超える利息を収受して無登録により貸金業を営み、消費者から金銭を受領したことが不法行為に該当すると主張し、平成30年6月5日から令和3年1月15日（本件口頭弁論終結時）までの間に、被告との間で買取対象給料債権の買取額の10%以上の買取手数料額を定めて貸金等債権譲渡契約を締結し、同契約に基づく金銭の引渡し又は支払として被告に対して金銭の支払をした消費者（令和2年3月31日までに加害行為が行われた場合は平成29年法律第45号による改正前の特例法3条1項5号（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律103条1項による。）、令和2年4月1日以降に加害行為が行われた場合は特例法3

条1項4号。以下「本件対象消費者」という。)が有する不法行為に基づく損害賠償の請求に係る共通義務確認の訴え(特例法2条4号)を提起した事案である。

2 原告の主張(訴訟要件及び請求の原因)

訴訟要件及び請求原因は、次のとおり補正するほか、別紙請求の原因記載のとおりである。

15頁2行目の「特例法64条4項6号」を「特例法65条4項6号」に、12行目の「上記(1)に対する」を「上記(1)及び(2)に対する」に、13行目の「令和元年4月1日以降」を「令和2年4月1日以降」にそれぞれ改める。

3 被告

被告は、適式の呼出しを受けたが、口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。

第3 当裁判所の判断

1 訴訟要件について

(1) 多数性(特例法2条4号)

平成28年から現時点までにおいて、全国消費生活情報ネットワークシステムに掲載された、給料ファクタリングに関する被告への苦情・相談事例は18例あり、うち14件は実際に借入れをした本人又は親族からの相談であった(甲7)。消費者生活センター等に相談を行う消費者の割合が約5%と推計される旨の報告があること(甲8)からすると、本件対象消費者の数は280名程度と見込まれる。

したがって、本件対象消費者が相当多数存在すると認められる。

(2) 共通性(特例法2条4号)

被告が、給料ファクタリングと称し、実質的には利息制限法の制限利率を大幅に超過し、出資法の規制を超える利息を収受する貸付けであるにもかかわらず、給料債権の売買契約という法形式を装って、本件対象消費者に契約を締結させ、同契約に基づく金銭の引渡し又は支払として、被告に対して金銭を支払わせており、請求を基礎づける事実関係が主要部分において共通である。

したがって、いずれも不法行為に基づく損害賠償請求権として基本的な法的根拠が共通であると認められる。

(3) 支配性（特例法3条4項）

個々の本件対象消費者ごとに損害額が異なるが、被告と本件対象消費者との取引では、貸金等債権譲渡契約書（甲2）が作成されることが通常と考えられ、本件対象消費者から被告への金銭の支払は銀行振込方式によるために通帳、振込履歴等の証拠が想定できることから、損害の審理について審理を適切かつ迅速に進めることが困難であるとはいえない。

したがって、支配性が認められる。

(4) 以上のとおり、特例法2条4号、3条4項が定める要件はいずれも認められる。

2 請求の原因について

(1) 被告は、適式の呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しないから、原告主張の請求原因事実について争うことを明らかにしないものと認め、これを自白したものとみなす。

(2) 上記認定事実は次のとおりである。

被告は、本件対象消費者に対し、インターネット上のアフィリエイト広告や自社のホームページを用い、資金の調達方法としてブラックでも借りられるなどと謳い、「七福神」という屋号で次の内容の給料ファクタリング事業を営み、本件対象消費者との間で貸金等債権譲渡契約（以下「本件契約」という。）を締結し、同契約に基づき金銭の支払を受けた。

ア 被告は、本件対象消費者から、翌月に支払われる本件対象消費者の給料債権の一部を買い取る。

イ 買取代金額は、買取対象給料債権額から月当たり10%以上の手数料を控除した金額とし、被告は、同金額から振込手数料を控除した金額を本件対象消費者に振り込む。

ウ 被告は、給料債権の譲渡を受けるにあたって、第三債務者である本件対象消費者の勤務先への通知などによる対抗要件の具備を留保する。ただし、本件対象消費者は、被告に対して、内容証明郵便による債権譲渡通知の発送の事務を委託し、必要な書類を交付する。

5 エ 被告は、譲渡を受けた給料債権の回収を本件対象消費者に無償で委託する。

オ 被告は、本件対象消費者が勤務先から回収した金銭を期日までに被告の指定する口座に振り込んだ場合には、勤務先への債権譲渡通知の発送を留保する。

カ 本件対象消費者と連絡がつかなくなるなど、本件対象消費者が回収した金銭を被告へ引き渡さないおそれがあると被告が判断した場合には、被告は、本件対象消費者の勤務先へ債権譲渡通知を発送することができる。

(3) 上記認定事実によると、被告はブラックでも借りられると謳って資金の調達方法として事業を広告し、本件対象消費者も広告を受けて金銭の借入れとして利用していると考えられること、実際にも給料ファクタリングを利用して手数料を控除し給料が売買されると、本件対象消費者は期日に利息を付して弁済をするのと同じ
15 であること、ファクタリングには回収リスクがあり、ファクタリング業者が債権管理業務を負うが、給料の不払は通常想定されず、債権回収も本件対象消費者に委ねられていること、債権譲渡通知の留保は支払の懈怠を防止する機能を有すること等から、被告の営む給料ファクタリングは、貸金業法2条1項本文及び出資法5条にいう「金銭の貸付け」、又は出資法7条にいう「手形の割引、売渡担保その他これ
20 らに類する方法によってする金銭の交付」に当たると解するのが相当である。

そして、被告の営む給料ファクタリングは、被告が業として本件対象消費者に対し、買取対象給料債権月額の10%以上の手数料及び振込手数料を控除した金銭を交付し、本件対象消費者から期日に買取対象給料債権の額面額の金銭を受領するものであるところ、月利10%（年利120%）超の利息を定めて金銭を貸し付け、
25 本件対象消費者から元本及び利息の返済を受けることになるから、買取対象給料債権の額面額にかかわらず利息制限法1条所定の利息を超過し、出資法5条3項の定

める年109.5%を超過するものであって、公序良俗に反する暴利として違法な行為であると認められる。

これにより、本件対象消費者は、被告に対して給料ファクタリングによる賃金等債権譲渡契約に基づいて支払った金銭全額（最高裁判所平成20年6月10日第三小法廷判決・民集62巻6号1488頁参照）、本件対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用、これらに対する被告への支払日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金（当該支払日が令和2年4月1日以降であるときは年3分の割合による遅延損害金）の各損害を受けたと認められる。

以上のとおり、被告が本件対象消費者から給料ファクタリング事業により金銭の交付を受ける行為については不法行為が成立するものと解される。

3 結論


よって、原告の請求は理由があるので主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官

斎藤 清文 

裁判官

田端 理恵子 

裁判官

金子 恵史 

対象消費者目録

平成30年6月5日から本件口頭弁論終結時までの間、被告との間で、買取対象
給料債権の買取額の1.0パーセント以上の買取手数料額を定めて賃金等債権譲渡契
約を締結し、当該契約に基づく金銭の引き渡し又は支払いとして、被告に対して、
金銭の支払いをした者

以上

請求の原因

第1 はじめに

本件は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「特例法」という）に基づく共通義務の確認請求である。

対象消費者に対して「給料ファクタリング」という名目で、実質的には、利息制限法の制限利率を大幅に超過し、且つ出資法違反にも相当する年120パーセントから年300パーセントを超える利率で貸し付けを行っている被告に

対して対象消費者に不法行為に基づく損害賠償請求義務が存在することの確認を求めるものである。

第2 当事者等

1 原告

原告は、内閣総理大臣から、有効期間を平成30年4月24日から令和3年3月4日までとして認定を受けた、特例法2条10号所定の特定適格消費者団体である（甲1。なお、本日現在、全国で3つある特定適格消費者団体のうちの1つ）。

2 被告

被告は、給料ファクタリングによる資金調達と対象消費者（さいたま市内を含む全国に存在する）を勧誘し、対象消費者との間で、貸金等債権譲渡契約を締結し、対象消費者から、実質的には、利息制限法を大幅に超過し、出資法の規制を超える利息を収受しながら無登録で貸金業を営んでいる事業者である。

以下、上記被告の営む事業を「本件給料ファクタリング」という。

第3 不法行為の内容

1 本件給料ファクタリングの仕組み

(1) 被告は、対象消費者に対して、インターネット上のアフィリエイト広告や自社のホームページで「七福神」という屋号で、「給料ファクタリング」業務を営んでいる。

(2) 本件給料ファクタリングの仕組みの概要は以下のとおりである。

(ア) 被告が対象消費者の翌月に支払われる給料債権の一部を買い取る契約を締結する（甲2・第1条(1)項）

(イ) 買取代金は、債権額から被告が決めた手数料（月あたり最低10%、20%を超える場合が多い）を控除した金額とし、更にこれから振込手数料

を控除した金額を対象消費者に振り込む（同・第4条及び別紙）。

(ウ) 被告は、給料債権の譲渡を受けるにあたって、第三債務者である対象消費者の勤務先への通知などによる対抗要件の具備を留保する（同・第1条(2)項）。ただし、対象消費者は、被告に対して、内容証明郵便による債権譲渡通知の発送の事務を委託し、必要な書類を交付するものとされる（同・第5条(1)項）。

(エ) 被告は、譲渡を受けた勤務先からの給料債権の回収を対象消費者に無償で委託する（同・第5条(3)項）。

(オ) 被告は、対象消費者が勤務先から回収した金員を期日までに被告の指定する口座に振り込んだ場合には、勤務先への債権譲渡通知の発送を留保する（同・第5条(3)項）。

(カ) 対象消費者と連絡がつかなくなるなど、対象消費者が回収した金員を被告へ引き渡しをしないおそれがあると被告が判断した場合には、被告は、対象消費者の勤務先へ債権譲渡通知を発送することができる（同・第5条(4)項）。

2 本来のファクタリングの意味

ファクタリング (Factoring) は、企業の売掛債権を買い取り、自己の危険負担で代金回収 (債権の管理・回収) を行う金融業務をいう。これは、企業の持つ売掛金や受取手形などの売掛債権をファクタリング会社へ手数料を支払って売却し、本来は企業で行う債権の回収業務をファクタリング会社が行うことを指している。

ファクタリングは、決済期日前に売掛債権を第三者に譲渡するなどの方法を用いて資金を調達する仕組みをいう。元々は、欧米で発達したもので、売掛債権を主な対象として譲り受けることによって、支払人の信用リスクと回収管理業務を合わせて引き受ける総合的な債権管理サービスである。

本来の性質としては、

- ① 調達できる資金の額は、売掛債権のリスクに応じたものとなる。
- ② 売掛債権の証券化とは異なり、相対取引が基本であり、また売掛債権を多数の第三者に転売する訳ではなく、売掛先から債権を回収する。
- ③ 売掛債権の買い取りは、売掛債権が発生した直後からできるわけではなく、検収が完了し、売掛債権の額面が確定した後になされるのが一般的である。

という性質がある。

3 利息制限法及び出資法の規制

ところで、利息制限法及び出資法は下記のとおり規制している。

- (1) 利息制限法は、下記の利息を超える利息の約定は、無効であると規定している（利息制限法1条）。

10万円未満 年20%、10万円以上100万円未満 年18%

100万円以上 年15%

- (2) 出資法5条は、下記のとおり、高金利を処罰する規定を置いている

第1項 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。）の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

第2項 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

第3項 前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）を超える割合による利息の契約をしたときは、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

(3) 更に同法7条は、同法5条等の適用に関して「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は授受は、金銭の貸付け又は金銭の貸借とみなす。」と規定している。

4. 本件給料ファクタリングの違法性

被告の行っている給料ファクタリングは、実質的には、利息制限法及び出資法で規制の対象になっている金銭の貸し付け又は金銭の貸借に該当する。

(1) そもそもブラックでも借りれるなどを謳い目的にして融資金の調達方法としてアフェリエイト等で大々的に広告されている。対象消費者の多くは、これらの広告により誘引され、被告と契約していると考えられ、対象消費者が実質的には金銭の借り入れとしてこれを利用していることは明らかである。

(2) 実際の機能も金銭の貸借と何ら変わるところはない。例えば、金5万円の給料を手数料月20%の4万円（便宜上振込手数料を除く。ただし、出資法において貸し付けた者の振込手数料自体は、利息とみなされる、5条の4）で買い取るという内容で被告の給料ファクタリングを利用すると対象消費者は、期日に5万円を被告に支払うことになる。これは、4万円の貸し付けに対して1万円（月利で25%・年利300%）の利息をつけて返済するのと全く同じことである。

(3) ファクタリングの機能は、第三債務者からの回収リスクと債権管理業務を

ファクタリング業者が負うところにあるところ、被告と契約する対象消費者が、勤務先から給料がもらえないリスクを考慮して契約することは勤務先によほど特段の事情がなければありえないし、債権回収については、対象消費者に契約上もゆだねられている（対象消費者は、通常通り勤務先から給料を受領することが予定されている）上に、法的にも労働基準法 24 条第 1 項によって使用者は賃金を直接労働者に支払わなければならない賃金債権の譲受人である被告が勤務先に直接支払いを求めることはできないのであるから、本件給料ファクタリングには、本来ファクタリングが有する機能は存しない。

- (4) 債権譲渡通知の留保の規定も、むしろ、支払いを怠れば、勤務先に対して給料債権を譲渡したことを知らせるといふ脅しとして機能していることは、第 1 条 2 項の定め方からしても明白である。
- (5) 利息制限法 1 条、出資法 5 条及び 7 条の趣旨にも鑑みれば、本件給料ファクタリングは、実質的にみて、利息制限法 1 条、出資法 5 条及び 7 条に違反する公序良俗に違反する違法且つ無効暴利行為であり、被告による対象消費者に対する不法行為である（民法 709 条）。

5. 対象消費者の損害

- (1) 対象消費者が被告に対して本件給料ファクタリングに伴う賃金等債権譲渡契約書に基づき支払った金額全額

なお、最判平成 20 年 6 月 10 日（平成 19 年（受）569 号、民集第 62 卷 6 号 1488 頁）は、

「1 社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為に該当する不法行為の被害者が、これによって損害を被るとともに、当該醜悪な行為に係る給付を受けて利益を得た場合には、同利益については、加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく、被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者

の損害額から控除することも、民法708条の趣旨に反するものとして許されない。2 いわゆるヤミ金融の組織に属する業者が、借主から元利金等の名目で違法に金員を取得して多大の利益を得る手段として、年利数百%~数千%の著しく高利の貸付けという形をとって借主に金員を交付し、これにより、当該借主が、弁済として交付した金員に相当する損害を被るとともに、上記貸付けとしての金員の交付によって利益を得たという事情の下では、当該借主から上記組織の統括者に対する不法行為に基づく損害賠償請求において同利益を損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として当該借主の損害額から控除することは、民法708条の趣旨に反するものとして許されない。」

と判示している（なお、同旨の判例として最判平成20年6月24日判決・最高裁判所裁判集民事228号385頁）。

本件においても、上記最高裁判決の事例と同様に、本件ファクタリングという名目で実質的には多くは年利300パーセント以上の高利という暴利を不法に得る手段として、買取金名目で対象消費者に交付した金員については、不法原因給付に該当する。さらに、契約上も前記のとおり、勤務先への脅しともいえる規定が用意されていたり、一見して出資法の規制が及ばないかのような巧妙な法形式をとっていることなど、被告の行為が反倫理的であることは明らかである。したがって、被告が対象消費者に買取金名目で交付した金員を損害額から控除することは民法708条の趣旨に反するものとして許されない。よって、損害からは、被告から対象消費者が給付を受けた金額は控除されない。

(2) 対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用

特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用は、対象消費者と特定適格消費者団体との授權契約によって決まるが（特例法76条）、特定認定に際し特定適格消費者団体は、費用報酬規程を定める必要があり、それが消費者

の利益の擁護の見地から不当なものでないことが特定認定の要件となっている（特例法64条4項6号）。

このように、制度上、対象消費者は、本件制度で被害回復する場合には、特定適格消費者団体の報酬及び費用を支払うべきものとされている。そして、本件のような少額請求（対象消費者が、1回の給料ファクタリングで支払う金額は5万円程度）は、本制度によらなければ請求することが困難なものである。したがって、特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用は、相当因果関係のある損害である。

なお、その報酬及び費用の額は、現時点では不明ではあるが、その具体的な算定方法は、簡易確定手続きに際し、特定適格消費者団体により通知・広告される（特例法25条、26条）。

- (3) 上記(1)に対する対象消費者の各支払日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金（ただし、対象消費者の支払日が令和元年4月1日以降である場合は、年3分の割合）

本件ファクタリングの対象消費者に対する不法行為時からの民事法定利率に基づく遅延損害金である。

第4 訴訟要件

1 多数性

平成30年から現時点までにおいて、給料ファクタリングに関する被告への国民生活センターの提供する全国消費生活情報ネットワークシステムに掲載された苦情・相談事例は昨年以降で18件にのぼり、うち14件は実際に借入をした本人又は親族からの相談である（本年2月12日現在）。消費者生活センターなどに相談を行う消費者の割合は、約5パーセント程度であるとされていることにかんがみると、対象消費者の数の見込みは、280名程度が見込まれ、多数性の要件をみたす。

2. 共通性及び支配性

被告による本件給料ファクタリングによる対象消費者から受領する給料債権の收受は、被告がHPで下限としている利率自体が月10パーセント（年利120パーセント超）であり、多くが5万円を4万円で買い取るなど月20パーセント（年利300パーセント）を超える貸し付けであり、いずれも不法行為に該当し、その支払額全額が損害にあたるという点で共通性を有する。

そして、被告は、本件給料ファクタリング行為によって、貸金等債権譲渡契約を締結した者は、被告において把握しているか、被告の振込先口座などによって確認できるから、対象消費者の該当性や損害について簡易確定手続で、書面審理で迅速になしえない事態は想定しがたいので、支配性に欠けることはない。

第5 まとめ

よって、特定適格消費者団体である原告は、被告の本件給料ファクタリング契約に基づく対象消費者からの給料債権の受領行為が不法行為に該当し、対象消費者に対して不法行為に基づく損害賠償として請求の趣旨記載の支払い義務があるとの共通義務の確認を求め、本訴を提起したものである。

以上

これは正本である。

令和3年 2月 26日

さいたま地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 御手洗 麻衣

